資料5

# 令和2年度の広報活動について

自転車活用推進官民連携協議会　事務局

令和2年3月

# 2020年度のテーマについて（案）

自転車活用推進計画の「講ずべき措置」において、広報啓発を図ることとされているもののうち、昨年度の4テーマに加えて、自転車損害賠償責任保険等の加入促進を加えた以下の５つのテーマついて実施することとしてはどうか。

## ①自転車通勤の拡大

→「自転車通勤導入に関する手引き」の更なる普及
→「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの推進

## ②良質な自転車の供給

→自転車の安全マーク（BAA・SG・JIS）について、消費者にわかりやすい周知を実施

## ③交通安全教育の推進

→利用者の特性に応じた交通安全教育を実施し、各団体間で取組の情報共有を図る

## ④サイクルツーリズムの推進

→ナショナルサイクルルートやモデルルートへの誘客を強化

## ⑤自転車損害賠償責任保険等の加入促進

→東京都等の地方自治体や保険業界と連携した加入促進の強化

# ①自転車通勤の拡大

# ①自転車通勤の促進について

**自転車通勤導入促進のための手引きによる啓発**

企業・団体等が過度な負担なく、適切かつ円滑に自転車通勤制度を導入できるよう作成した「手引き」（令和元年5月）により広報啓発

**《手引きの概要》**

**① 自転車通勤制度導入のメリット**

- **事業者** ： 経費削減、生産性向上、イメージアップ、雇用拡大
- **従業員** ： 通勤時間短縮 、 身体面･精神面の健康増進

**② 通勤等における自転車利用の動向**

- **自転車利用へのニーズ**は**増加**、利用する車種も**多様化**
- **自転車事故の事故死者数**は車の**約3分の1**

**③ 自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項**

**企業・団体が自転車通勤の導入に二の足を踏む原因となる課題について、具体的に整理・解説**

**（主な項目）**
- **移動経路・距離の設定方法等について**（労災上の問題との関係、その対応策など）
- **日によって異なる交通手段の利用の取り扱い**（労災上の問題との関係、その対応策など）
- **自転車通勤手当の設定**（支給額の設定方法、非課税限度額など）
- **駐輪場の確保と利用の徹底について**（駐輪場を確保する方法など）
- **更衣室・ロッカー・シャワールーム等の整備**

**等**

# ①「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト

## 目的

自転車通勤を推進する企業・団体に対する認定制度の創設により、自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信し、ひいては企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大を図る。
※令和２年４月上旬に宣言企業の募集を開始。

## 概要

自転車通勤を認める企業・団体を自転車活用推進本部長が認定し、自転車通勤の取組を広く発信（事業所単位で申請可）

| | 宣言企業 | 優良企業 |
|---|---|---|
| 認定要件 | 以下の3項目すべてを満たす企業・団体<br>①従業員用駐輪場を確保<br>②交通安全教育を年1回実施<br>③自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化 | 自転車通勤者が100名以上または全従業員の2割以上を占める宣言企業のうち、以下の1項目以上を満たし、独自の積極的取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体<br>①定期的点検整備を義務化<br>②盗難対策を義務化<br>③ヘルメット着用を義務化<br>④その他自転車通勤を推進する取組（通勤手当支給、ロッカー・シャワー等の自転車利用環境整備等） |
| 期間 | 5年間有効（更新可） | 宣言企業の有効期間（更新可） |
| 認定ロゴ | | |

## スケジュール

令和2年3月下旬
**自転車活用推進官民連携協議会で了承（持ち回り）**

令和2年4月上旬
**プロジェクト創設・宣言企業募集開始**

令和2年5月（自転車月間）
**宣言企業認定（初回）**
企業名を協議会HPで紹介

**宣言企業の積極的な取組をPR**

令和2年度末頃
**優良企業認定（初回）**
本部長による表彰（5社程度を想定）
企業名と取組を協議会HPで紹介

※宣言企業は随時募集、優良企業は毎年1回認定

経済産業省

# ②良質な自転車の供給

## 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準等の普及促進について

令和２年３月

経済産業省
製造産業局
車両室

# 1．各基準の現状について　①

- 現状、自転車の安全基準については、法律に基づくJIS及びSGと、業界の自主基準であるBAAに大別。

## JIS規格

- JIS規格は、産業標準化法に基づき制定されている規格。工場審査、製品試験がある。
- 自転車製品のJIS規格については、2013年からISOとの整合化を進めており、現在、電動アシスト自転車を除きISOと整合化が完了している状況。（電動アシスト自転車は、ISO／TS未発行）
- 今後、ISO規格の改正に応じて、順次整合化を行う予定。

## SG規格

- SGマークは、もともとは消費生活用製品安全法のもとに制定された任意の第三者認証制度。工場審査、製品試験あり。
- JIS規格をベースに策定しており、 JIS基準と比較し、強度試験や制動力試験の条件（基準値）を厳しく設定しているもの。
- 今後、JIS規格の改正に応じて、順次改正を行う予定。

## BAA基準

- BAA基準は、一般社団法人自転車協会が定める、自主基準（業界基準）。製品試験あり。
- JIS規格をベースに策定し、JISにない要件や、厳しい試験条件を定めているもの。他のマークと違い、環境負荷の高い物質の含有量に基準（ガイドライン）を設け削減に取り組んでいる。
- 今後、JIS、ISO規格の改正や社会情勢に応じて、順次改正を行う予定。

# １．各基準の現状について　②

## 各基準の概要

各団体資料、ＨＰ等より、経済産業省車両室作成

| | | | |
|---|---|---|---|
| 名称 | ＢＡＡマーク | ＳＧマーク | ＪＩＳマーク |
| 交付団体 | (一社)自転車協会 | (一財)製品安全協会 | 産業標準化法による<br>JIS認証取得事業者 |
| 法 | （自転車協会の業界基準） | (消費生活用製品安全法 (注) ) | 産業標準化法 |
| 概要 | ・安全基準に加え、環境負荷も考慮した製品基準。<br>・JIS規格をベースに、JIS規格にない要件や厳しい基準値を定めている。<br>・事業者に生産物賠償責任保険（PL保険）加入義務付け。 | ・対象製品ごとの安全基準。<br>・自転車については完成車のほか、ヘルメット、幼児座席、空気ポンプのSG基準がある。<br>・製品欠陥に伴う事故に対して対人賠償責任保険（上限1億円）が附帯しており、自転車については有効期限が購入日から5年間。 | ・鉱工業製品の生産・流通・消費の便を図るための統一規格。<br>・自転車については、部品や試験方法についての規格があり、38種類のJIS規格がある。<br>（うち、完成車のJIS規格は4種） |

注：同法を受けて創設された制度だが現行法との直接的かかわりはない。

## ２．今後の情報提供のあり方について

- 広報にあたっては、自転車活用推進官民連携協議会や、各マーク関係団体のホームページ等を活用し自転車の安全マークの周知、普及を継続していく。

### 官民連携協議会ホームページ等

- □ 自転車の**各安全基準、マークの概要資料（一覧表）を掲載**
- □ 各マーク関係団体の基準、マークの広報ページへリンク
- □ 安全マークの周知のほか、**定期的な点検、整備についても広報**

### 各マーク関係団体ホームページ等

- □ 自転車の各安全基準、マークの概要資料（一覧表）を活用し、**自団体が関係する基準、マークについての広報の継続、強化**
- □ 安全マークの周知のほか、**定期的な点検、整備についても広報**

**安全マークが付いた、安全性の高い自転車の更なる普及促進を目指す**

# （参考）各基準の概要詳細（一覧表）

| | BAA | SG | JIS |
|---|---|---|---|
| （マーク画像） | | | |
| 建付け（法規定） | （業界自主基準） | （消費生活用製品安全法）　（注） | 産業標準化法 |
| 概要 | JIS規格をベースに、安全性の追加要件やJIS規格よりも厳しい基準値とするなど、安全性を重視した基準を満たした自転車に貼れるマーク。 | 自転車の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図るためのマーク。 | 国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証事業者）だけが、認証を受けた鉱工業品等に対して表示することができるマーク。 |
| 貼付（認証取得）事業者数 | 40社 | 58社 | 2社（部品JISを含めると14社） |
| 平成30年度 貼付台数 | 2,357,400台 | 161,500台 | 少数 |
| 完成車に関する基準 | ・一般用自転車および幼児用自転車<br>・電動アシスト自転車<br>・幼児２人同乗用自転車 | ・一般用自転車<br>・電動アシスト自転車<br>・幼児用自転車<br>・幼児座席付自転車<br>・幼児２人同乗用自転車 | 電動アシスト自転車<br>・一般用自転車<br>・幼児用自転車<br>・スポーツ専用自転車 |
| 基準・規格の見直し頻度 | 適宜改正<br>（JIS規格等の改正、社会情勢等に応じて実施） | 適宜改正<br>（JIS規格等の改正、社会情勢等に応じて実施） | 策定、改正等から5年以内<br>（改正、廃止、確認<現状維持>の判断を行う） |
| 他のマークとの関係性 | JIS規格をベースに策定<br>SG基準を必要に応じ引用、参照 | 試験方法、要求値等で整合可能なものについてはJIS規格を引用 | SG基準、BAA基準がJIS規格を参照 |
| 他のマークとの違い | JIS規格と比べ同等またはそれ以上の安全規格となるよう策定。<br>また、環境負荷の高い物質の含有量に基準（ガイドライン）を設けている。<br>事業者に生産物賠償責任保険（PL保険）加入義務付け。 | 登録工場審査を受け、事業者自ら品質を検査、把握、評価、管理を行う必要あり。<br>検査機関で試験を受けた車種以外についても、事業者自身で基準適合性を確認する必要あり<br>SGマーク付き製品の欠陥による人身事故に対する賠償責任保険（購入から5年間）が附帯。 | 国により登録された民間の第三者機関から認証を受ける必要あり。<br>工場審査、製品試験、認証契約、認証維持審査の手続きが必要。 |
| 審査・試験 | 製品型式審査 | 製品型式審査、工場審査（書面・実地） | 製品型式審査、工場審査（書面・実地） |
| 製品試買テスト | 実施 | 実施 | NITEにより実施 |
| 基準不適合車への対応 | ・当該製造・輸入事業者に対して速やかに改善要求<br>・改善報告書の提出義務 | ・事業者への改善要求、報告の提出<br>・必要に応じて現地訪問し確認、調査 | ・結果のインターネット上での公表<br>・原因究明、改善策の要求 |

出典：関係団体作成資料

注：同法を受けて創設された制度だが現行法との直接的かかわりはない。

# ③交通安全教育の推進

# ③交通安全教育の推進

自転車交通事故ゼロの社会の実現に向けて、広く自転車の交通ルールの理解促進を図り、交通安全教育の推進を行うことを目的として、官民連携協議会との連携による、交通安全教育の普及促進を図る。

## 普及させたい情報

○自転車の交通安全教育については、小さい子供から、小学生、中高生、成人、高齢者、安全教育指導者、サイクリストなど、利用者の特性に応じた交通安全教育の実施が重要。

【取り組み例】

〔幼児や小学校低学年向け〕

・乗ることの楽しさや体の使い方などを中心にした教室の開催など

前の人との距離を考えて
ぶつからないように乗る練習

（出典）京都市

キックバイクで遊ぶ

（出典）静岡市

〔小中高生向けの安全教室〕

・警察、学校、自治体、民間などが連携した交通安全教室の開催
（ルール、乗り方、事故再現など）
・交通安全子供自転車全国大会　など

（出典）福岡県博多交通安全協会

資料：さいたま市資料

図 5-11　スケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教室の実施

（出典）さいたま市資料

〔高齢者向け安全教室〕

・高齢者向け自転車安全教室
・高齢者交通安全自転車大会　など

（出典）広島県交通安全協会

シミュレータによる危険予測体験

（出典）日本交通安全教育普及協会

・指導者向け講習会・安全教室
・親子自転車教室、ドライバーへの啓発活動　など、様々な取り組み事例

全国で取組まれている様々な情報を、協議会団体を通じて情報を収集し、HPを活用して一元的に浄法を発信し、一般の方々へ周知・拡散を目指す。

# ③交通安全教育の推進

## 協議会HPからの情報発信により、一体感を醸成する広報活動の展開

### 〔自転車安全利用五則の紹介〕

**1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外**

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

**2. 車道は左側を通行**

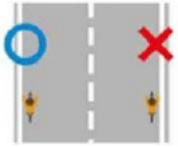

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

**3. 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行**

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

**4. 安全ルールを守る**

○飲酒運転・二人乗り・並走の禁止

○夜間はライトを点灯

○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

**5. 子どもはヘルメットを着用**

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

### 〔全国の様々な交通安全教育活動の紹介〕

・協議会団体から提供いただいた情報を整理し、協議会HPで取組概要を紹介。

| 団体名 | 自転車の交通安全教育に関する情報 |
|---|---|
| NPO法人自転車活用推進研究会 | ・団体HPからの情報発信（自転車教室の紹介（デンマーク式、ウィラースクール）、 パパママ安全教室の紹介） |
| （一社）自転車協会 | ・中学高校の教職者を対象にした自転車通学指導セミナーの実施<br>・中学高校生を対象にした自転車交通安全教室の実施<br>・自治体、教育委員会、学校等を通じて、小学生・中学生向けに安全啓発冊子「安全・安心ブック」の配布 |
| 自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 | ・幼児向けの自転車交通安全教室の実施概要<br>・小中高校生向けの自転車交通安全教室の実施概要<br>・幅広い層へに向けた自転車交通安全教室の実施概要<br>・高齢者向けの自転車交通安全教室の実施概要 |
| （一財）全日本交通安全協会 | ・自転車安全教育特別指導員講習会の実施概要<br>・交通安全子供自転車全国大会、高齢者大会の実施概要<br>・都道府県交通安全協会の取り組み概要<br>・YouYubeを活用した広報活動の実施概要 |
| （一財）日本交通安全教育普及協会 | ・幼児向けの自転車交通安全教室の実施概要<br>・小中高校生向けの自転車交通安全教室の実施概要<br>・幅広い層へに向けた自転車交通安全教室の実施概要<br>・高齢者向けの自転車交通安全教室の実施概要 |
| （公財）日本サイクリング協会 | ・乗れない方向け自転車教室（神宮外苑サイクリングコース）<br>・サイクリストルールテストの実施概要<br>・サイクリング指導者、サイクリングガイドの認定の事業概要<br>・JCA自転車保険について |
| （一社）日本シェアサイクル協会 | ・青空総会での自転車シミュレーター等の出展情報<br>・シェアサイクル事業者による、五則の利用者への周知活動 |
| （一財）日本自転車普及協会 | ・バイコロジーの普及促進活動、バイコロジー地域リーダー養成セミナーの開催概要<br>・自転車文化センターによる、各種自転車安全教室への講師派遣、安全教育の普及促進活動 |

# ③交通安全教育の推進

## （一社）自転車協会

### 自転車通学指導セミナー

自転車通学指導担当教諭等を対象に、指導法や地域特有の事故事例をテーマに「自転車通学指導セミナー」を教育委員会等と共同で開催。

### 自転車交通安全教室

中学・高校生を対象に交通ルールやマナー、安全な自転車選び方をテーマに「自転車交通安全教室」を学校単位で開催。

### 安全・安心ブック

小学生・中学生等を対象にした交通ルール・マナーや安全な自転車の乗り方等を掲載した安全啓発冊子「安全・安心ブック」を配布。

## （一財）全日本交通安全協会

### 自転車安全教育特別指導員講習会

全国の警察、自治体、交通安全協会、学校等での安全教育に携わる指導員のスキルアップのための講習会。

### 交通安全子供自転車全国大会

自転車競技を通じて、全国の小学生の自転車の安全な乗り方、知識等の、技術習得、安全意識の向上を目指す。

### 都道府県交通安全協会の取り組み

全国各地の交通安全協会における取組を紹介。

小学校の事例（滋賀県）

高齢者大会（広島県）

### YouYubeを活用した広報活動

令和元年度より、協会のYouTubeチャンネルを開設し、事故防止や自転車安全利用の広報開始。

# ③交通安全教育の推進

## （公財）日本サイクリング協会

### 乗れない方向け自転車教室（神宮外苑サイクリングコース）

神宮外苑サイクリングコースにおいて、子供を対象とした乗り方教室を開催。交通ルールに関する教育・啓発を実施。

### サイクリストルールテスト

自転車に携わるすべての方向けに、道路交通法の理解促進を目的として、希望者にテキスト配布・テストを実施。合格者に合格証を発行。

### サイクリング指導者、サイクリングガイドの認定

安全で正しいサイクリングを広めるため、サイクリング指導者、サイクリングガイドの認定を実施。認定者は各地の安全教室で講師として指導ができる。

### JCA自転車保険

サイクリング以外にも、自転車通勤・通学も安心して自転車が利用できるよう、協会が契約者となる団体契約の保険。

## （一財）日本自転車普及協会

### バイコロジー統一キャンペーン

全国のバイコロジー組織と連携し、交通安全運動期間や自転車月間で、チラシ配布等、交通ルールの遵守、マナー向上の呼びかけ。

### サイクルドリームフェスタ2019

自転車試乗体験型イベント、交通安全教室、メンテナンス講座など、自転車に乗ることの楽しさを等を伝える啓発活動

### NTNpresents2019 ツアー・オブ・ジャパン

各会場内において、自転車安全利用の啓発パネル展示、自転車の安全利用を訴えるパレードランの実施。

### 自転車文化センター

自転車に関する歴史、資料等様々な情報を発信。小学生などを対象に自転車安全利用に関する普及啓発を実施。

# ③サイクルツーリズムの推進

# ④サイクルツーリズムの推進（モデルルート）

○官民の関係者等で構成される協議会において、複数の市町村に跨がる広域的なサイクリングルートを設定し、走行環境や受入環境の整備、情報発信等を行うモデルルートの取組を推進。2019年9月末までに41ルートが設定済。この他、約40ルートで検討中。

■モデルルートの進め方

準備が整い次第

**モデルルートの設定**
- 整備局と県・政令市が連携して掘り起こし

**協議会の設置**
- 既存の枠組みを活用し、国、自治体、DMO、観光事業者、地域の関係者等で構成
- 路面表示や案内看板の仕様等を含め、実施内容について検討・調整

**モデルルートにおける取組内容の決定【地方版自転車活用推進計画に位置付け】**
- 走行環境整備（安全対策、案内看板等）
- 受入環境整備（休憩所、サポート体制等）
- 魅力づくり(滞在コンテンツの充実・強化等)
- 情報発信(ルートマップ作成、ICTの活用等)

**取組内容の評価・改善**
- サイクリストの声や関連データの収集・分析
- 先進地との情報交換

■モデルルート配置図

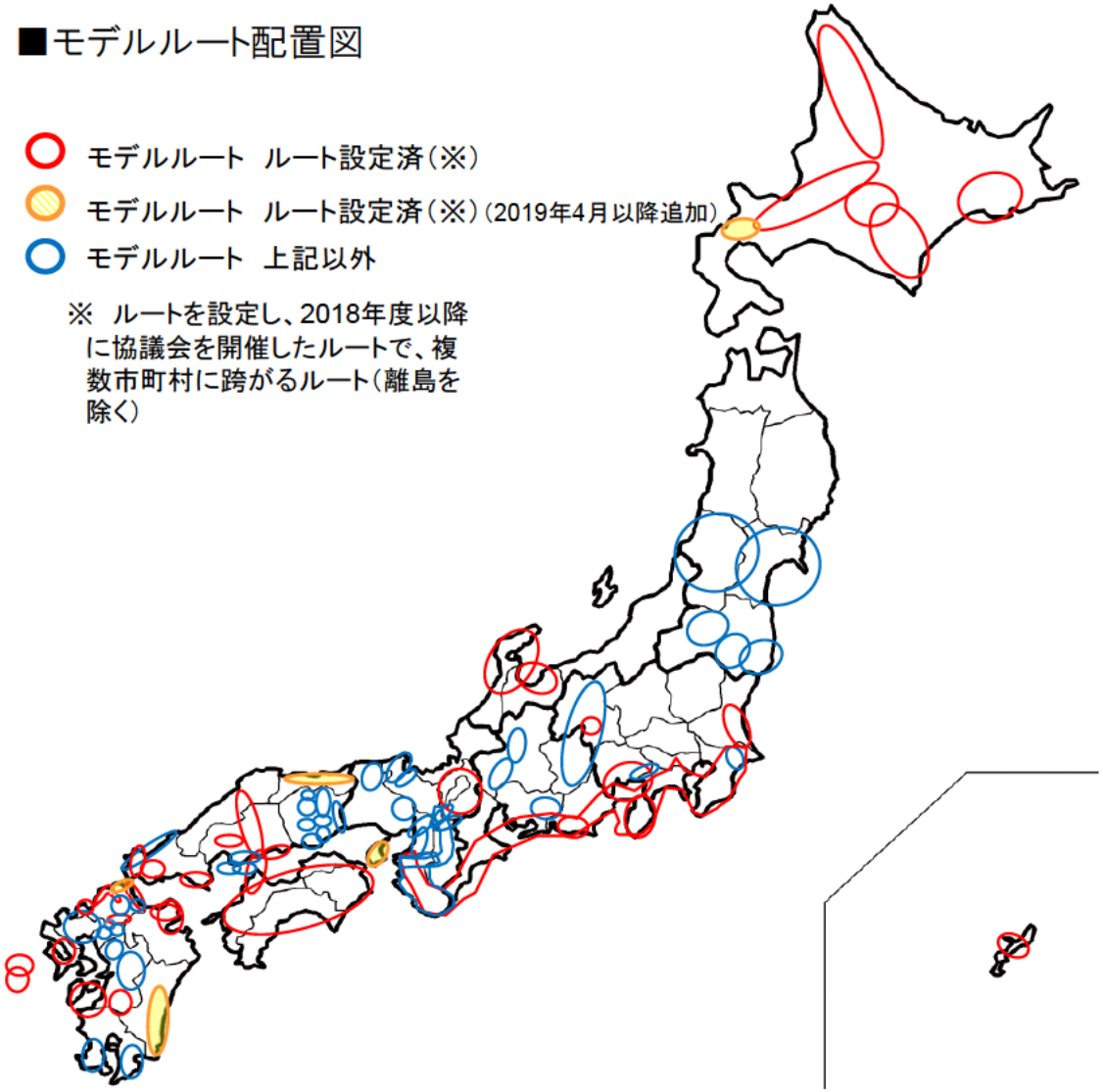

# ④サイクルツーリズムの推進（ナショナルサイクルルートのPR）

ナショナルサイクルルートを国内外へPRするため、JNTOや各ルートと連携し、魅力を情報発信。

## ○JNTO（日本政府観光局）ページ

外国人向けに、ナショナルサイクルルート沿線の観光情報等の魅力を英語で発信。国のサイトにリンク。

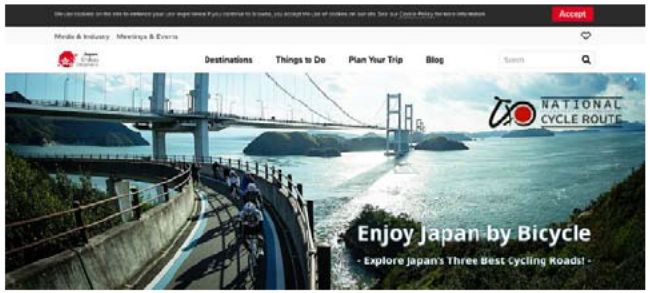


（ルート沿線の観光情報）

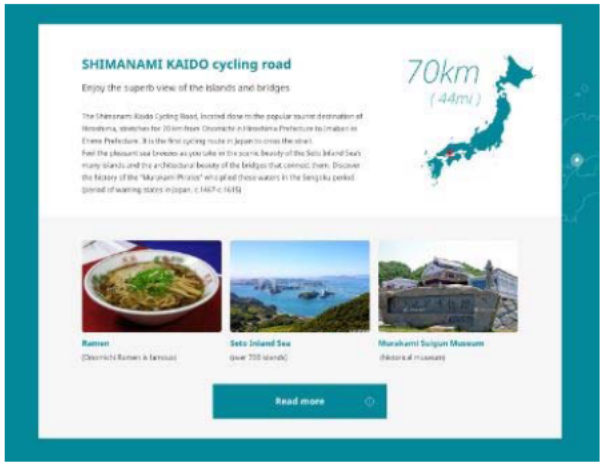


（便利な施設の整備についてPR）

※完成イメージ

## ○国のナショナルサイクルルートページ

日英2カ国語でナショナルサイクルルート制度とルート情報を紹介。個別ルートのホームページにリンク。

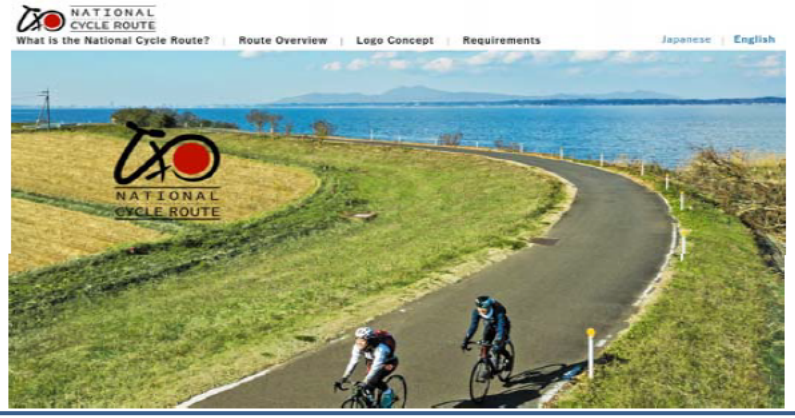


## ○個別ルートホームページ（外部サイト）

各ルートの概要・魅力・イベント等の詳細情報を発信。

# ⑤自転車損害賠償責任保険等の加入促進

# ⑤自転車損害賠償責任等の加入促進(ホームページ)

自転車は手軽な乗り物として、子供から高齢者まで様々な方に利用されている。
一方、思わぬ事故で加害者になるケースも増えており、自転車の安心な利用促進に向けて、自転車損害賠償責任保険等への加入促進が重要。

## ○自転車事故と保険

・自転車事故による高額賠償事例の紹介

| 賠償額（万円） | 裁判所 | 判決日 | 被害者 | 被害内容 | 加害者・過失 |
|---|---|---|---|---|---|
| 9,521 | 神戸 | 平成25年7月4日 | 女性62歳 | 歩行者<br>後遺障害 | 小学生（11歳）<br>無灯火 |
| 9,266 | 東京 | 平成20年6月5日 | 男性24歳 | 自転車運転者<br>後遺障害 | 男子高校生<br>通行違反 |
| 6,779 | 東京 | 平成15年9月30日 | 女性38歳 | 歩行者<br>死亡 | 男性<br>交差点通行 |
| 5,438 | 東京 | 平成19年4月11日 | 女性55歳 | 歩行者<br>死亡 | 男性<br>信号無視 |
| 4,746 | 東京 | 平成26年1月28日 | 女性75歳 | 歩行者<br>死亡 | 男性<br>信号無視 |

【出典】（一社）日本損害保険協会

## ○条例の加入促進の動き

・自転車損害賠償保険等への加入の義務化、努力義務とする条例制定状況を紹介

地方公共団体の条例の制定状況（令和元年12月31日現在）

| 条例の種類 | 都道府県 | 政令市 |
|---|---|---|
| 義務化 | 13ヶ所<br>山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、愛媛県、鹿児島県 | 7ヶ所<br>仙台市、さいたま市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市 |
| 努力義務 | 12ヶ所<br>北海道、茨城県、群馬県、千葉県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、香川県、福岡県、熊本県 | 3ヶ所<br>千葉市、北九州市、福岡市 |

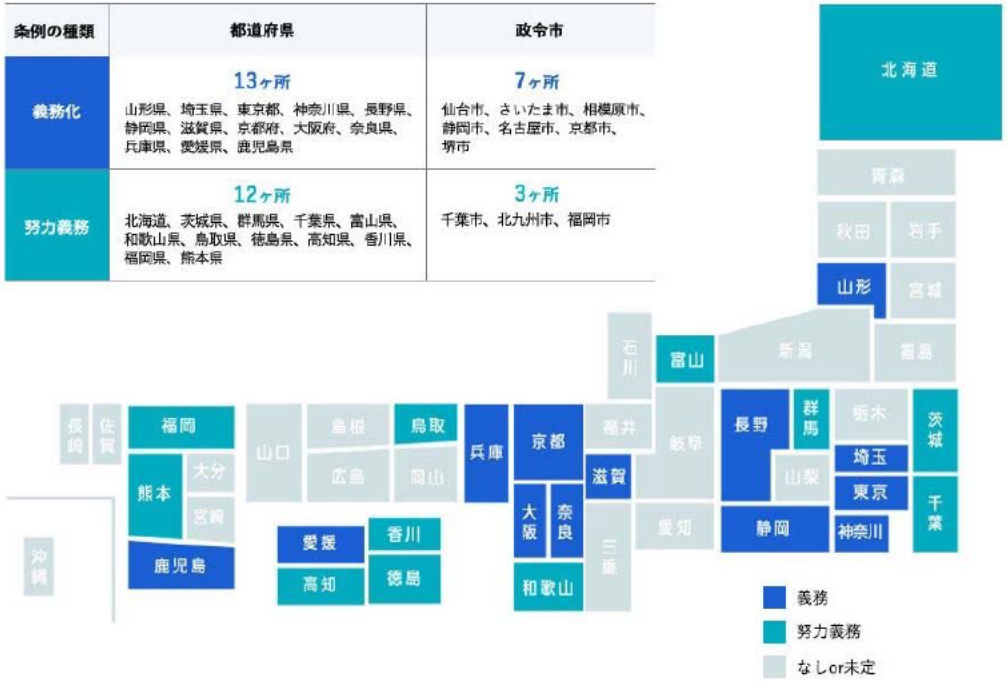


※山梨県及び福岡県が令和2年2月議会定例会へ条例の改正案を提出予定

# ⑤自転車損害賠償責任等の加入促進（ホームページ）

## 保険加入の確認ポイント

### ポイント1：保険の種類※既に加入しているものがあるか確認が必要

1.個人賠償責任保険

個人または同居家族が、日常生活で誤って他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりすることで生じた法律上の賠償責任を保証する保険。

2.TSマーク付帯保険

自転車安全整備店に勤務する自転車安全　整備士が、点検確認した安全な自転車に貼るシール。

点検日から1年以内のTSマークが貼られた自転車の事故により他人に死亡又は重度後遺障害を負わせたことによる法律上の賠償責任が補償される。

### ポイント2：望ましい保険

近年、自転車事故により「1億円近くの高額賠償事例」が発生しており、以下の補償内容が備わっている保険への加入が望ましい。

・補償内容 ：対人賠償（死亡・怪我など）
・支払限度額（保険金額）　：　1億円以上

### ポイント3：加入状況の確認フロー

○自転車損害賠償責任保険等の紹介　※各種保険を紹介

# ⑤自転車損害賠償責任等の加入促進（自治体や保険会社との連携）

条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化している自治体や保険会社等と連携し、保険への加入の必要性等に関する情報発信に取り組む。その際、（一社）日本損害保険協会と自転車活用推進本部の連名による啓発チラシを積極的に活用する。